

職業教育及び進路指導に関する基礎的研究

吉本, 圭一
九州大学教育学部助教授

<https://hdl.handle.net/2324/18883>

出版情報：職業教育及び進路指導に関する基礎的研究(最終報告)：平成8・9年度文部省委託調査研究,
pp.19-24, 1998-03-31. 職業教育・進路指導研究会

バージョン：

権利関係：

第5節 アメリカの職業教育

I. 中等教育段階における職業教育・訓練の制度的位置づけ

1. 職業教育の定義と範囲

アメリカ合衆国では、教育は州の責任事項とされており、特に初等中等教育は州によって、また州内の学区単位で多様な階梯を構成し、多様な学校類型が用意されている。初等中等教育の合計の年限は12年であり、そのうち第6学年から第8学年までが初等教育の最終学年であり、残りの7学年から9学年の間に中等教育がスタートする。中等教育機関はハイスクールと呼ばれる。

公立ハイスクールの学年構成別機関数をみると、54.2%が9-12学年の4年制ハイスクールであり、そのほかに、7-9学年の下級ハイスクールと10-12学年の上級ハイスクール、7-12学年の6年制などのタイプがある。

中等教育段階での職業教育については、1990年の改正 Carl D. Parkins 職業・応用技術教育法によって規定されており、職業教育とは「学士課程・大学院課程以外のレベルにおいて、報酬を伴わないものも含めて現在もしくは将来の職業での雇用の際に要求されることへの個人の準備に直接関連する一連の教育課程」として定義されている（US Department of Education 95 p.2）。

具体的には、同法に関わる教育業教育プログラムは、中等教育段階と中等後教育段階との両方にまたがっている。同法は連邦からの職業教育への支援として、予算的に連邦から州への補助金の配分を規定している。ここで補助金の対象となる職業教育とは、第9学年から第12年およびコミュニティーカレッジの13-14年である。

中等学校における職業教育の目的は、中等後教育よりもバラエティーに富んでいる。職業教育は、(1) 消費者および家庭の教育、(2) 一般的な労働市場への準備、(3) 特定の職業への準備の3つの教育として把握されている。第3の、狭義の職業教育は、「農業」、「ビジネス・事務」、「商業」、「保健」、「家政関連職業」、「工業（建設、機械、修理、精密機械生産を含む）」、「技術・コミュニケーション」の7領域に分類されている。また、それ以外に、第2の、一般的な労働市場で要求される技能の教育のための教科として、タイピングやワープロ入門、産業アート、進路教育などがある。そして、無報酬の家事にかかわる教科がある。

また今日では、中等教育段階の職業教育の目的として、直接に雇用への移行だけでなく、コミュニティーカレッジなどの中等後教育への進学やキャリア向上への準備が強調されるようになってきており、アカデミックな学習と職業的な学習の統合が教師たちに求められている。

2. 職業教育・訓練の標準化の程度

アメリカでは、教育に関する連邦の権限はきわめて限定されており、実質的な権限は州に付与されている。各州はそれぞれ多様な制度を有しており、義務教育年限を含めた各学校段階の修業年限等は州によって異なっている。さらに、州内でも、具体的に開設する学校タイプについてはそれぞれの学区単位での裁量事項となっており、多様な形態をもっている。

中等教育の予算は、平均して、州が50%を、学区が42%を、連邦が8%を支出している。

特定の職業準備の課程は、それぞれの標準的な職業的なスキルを前提とするものであるけれども、日本のように、学習指導要領などを通して連邦から標準的な教育課程が例示されるという状況にはない。

しかし、今日では、中等教育段階での中退を阻止し、ハイスクール修了までの目標を持たせるために、カリキュラムの標準化および職業スキルの標準化の動きが急である。後者についてみると「全国職業技能標準」の設定への開発プロジェクトが行われている。このプロジェクトは、連邦の文部・労働両省が支援して進行してきているけれども、一般に連邦の関与を嫌う風土のため、あくまでも任意団体の設定する標準として作成されている。1990-97年にかけて、22分野で段階的に開発中である。

II. 職業教育・訓練の構造

1. 職業教育・訓練のカバーレッジ、普通教育・職業教育・訓練の比率

中等職業教育を提供する教育機関の状況は、以下のとおりである（1983年）。①2～3種類の職業教科を提供する一般高等学校（general high school）：10,851校、②6種類以上の職業教科の課程を提供する一般高等学校の総合制高等学校：4,878校、③職業教科と一般教科を結合したフルタイム課程を提供する専門高等学校としての職業高等学校：225校、④地域又は連携した学校からの生徒に職業教育を提供する地域職業センター：1,395校である。このうち、いわゆる職業高校とよばれるのは、③と④である。（The American Educational Research Association, 1992. pp.1501-1502）。

卒業者の専攻をみると、公立高校卒業生（1992年卒）のうち、8%は「職業教育専攻 Specialist」に計上される。32%は「進学準備専攻」であり、残りの60%はどちらにも特化していない学習を行った。また、職業教育専攻の学生は必ずしも、職業高校在籍者とは限らない。

ここで、「職業教育専攻」とは、4単位以上職業専門科目を履修し、そのうち2単位以上は入門科目でなく上級レベルの科目を履修した者である。（1カーネギー単位＝120時間の学習）。また、以下の「進学準備専攻」の条件も同時に満たしている場合も、職業教育についての検討においては、「職業教育専攻」へ、進学に関する学力到達度の比較の際には「進学準備専攻」に分類され検討されている。

「進学準備専攻」とは、4単位以上の英語、3単位以上の数学（うち、1単位は代数）、3単位以上の科学（うち1単位以上は物理または化学）、2単位以上の外国語1科目を履修した者である（参考資料 The American Educational Research Association, 1992. pp.1501-1502.）。

2. ハイスクール修了まの職業教育・訓練の密度・比重

17歳人口に対する高校卒業生数の比率は75%に相当する(文部省1995)。

1992年の公立高卒者の96.5%までが、何らかの職業教育の科目を履修している。ただし、①消費者教育・家庭教育を含む。①および②入門的な職業教育科目をのぞいて、③職業に密接する職業教育科目を少なくとも1科目以上履修した者は87.1%に達している(U.S. Ministry of Education, 1995)。

ただし、特定の職業分野で3単位以上取得した「職業集中者 concentrator (4単位以上の専攻者 specialist を含む)」は、24.3%である。その分野別には、工業(10%)、ビジネス・事務(8%)の順が多い。

さらに、特定分野を多く学習した場合に「専攻者 Specialist(上述)」とよばれ、この比率は8.0%である。

平均して卒業までに履修した総単位数は、23.8である。そのうち3.8単位が「職業教育科目」、17.3単位が「アカデミックな科目」、残り2.7単位が「個人・その他の科目」である。比率的には、全国平均すると職業教育科目は、総単位数の16%に相当する。

職業教育プログラムをより多く履修している生徒のプロフィールとしては、(1)より多くの補習教育科目を履修している、(2)心身的な障害をもっている、(3)相対的に低い社会経済的背景の課程出身である、(4)平均的に低い学業成績である、などの特徴が見られる。ただし、英語力(国語)に関しては、その差によって職業教育科目を履修するかどうか関連していない。

また、長期的な趨勢については、1982年から1992年までの10年間に公立ハイスクール卒業生の中で「職業教育専攻者 Specialist」が減少しており、社会的な評価の低下についての懸念が指摘されている(U.S. Ministry of Education 1995)。

3. 職業教育・訓練の内容と方法、学外学習の組み合わせ

公立高校卒業生('92卒)の86%が在学中に労働経験 work experience がある。

「職業教育の全国アセスメントNAVE」によれば、各種の高校での職業への移行支援プログラムの実施率(90年度)は、①Coop教育49%、②他の職業経験 other work experience 34%、③学校内企業19%、④テク・プレップ7%、⑤学校徒弟訓練 School-to-apprenticeship 6%、⑥青少年徒弟訓練 youth Apprenticeship 2%などとなっている(Stern1995)。なお、「学校内学校」と呼ばれ注目されるキャリアアカデミー Career Academy についてはこの段階で報告されておらず、他の研究から当時約100校、全国高校中の1%相当であると推測されている。

この就労体験が中等教育に導入された目的は多様であるが、Stern(1997)は、5つの目的を区別している。すなわち、①特定の職業や産業へ就職する歳に必要なとされる知識や技能を取得すること、②進路意識形成のための探索・計画を促すこと、③ある産業の全体構造を学習すること、④職業一般に共通する求められる人格的なあるいは社会的なスキルを身につけること、⑤学生のアカデミックな学習への動機付けをあたえ、学力をたかめることなどである。

とくに、進路意識形成の観点、および特定の産業について総合的に仕事の様を経験させることなどの点で注目されているのが、キャリア専攻 career major という進学と就職を両

方念頭においた教育課程の考え方である。カリフォルニア州では、こうしたキャリア専攻の教育プログラムの一形態であるキャリアアカデミーが広く拡大しつつある。

キャリア・アカデミーは、ハイスクールにおいて、生徒がある職業について段階的、かつ専門的に学べるように組織されたものであり、1980年代以降カリフォルニア州内のいくつかのハイスクールで実践されている。その主な特徴は、以下のとおりである。①ハイスクールにおける「学校内の学校」としての性格を持ち、ハイスクール修了後は就職したりポストセカンダリー教育機関に進学するための知識・技能の習得を目的とする、②地域で労働力需要がある職業を対象としている、③企業実習や企業派遣職員による指導を教育課程の重要な構成要素として導入している、④それぞれの職業に必要な知識・技能の習得や職業人としての自覚の獲得に向けて、職業教育とアカデミック教育を有機的に関連させて行う。

一例として、現地で調査したサクラメント市のエンシナ・ハイスクール (Encina High School) の場合、ビジネス・コミュニケーション、美術・グラフィックアーツ、保健関連職業、キャリア探索などのアカデミーが設けられており、すべての生徒が第2学年からいずれかのアカデミーを選択して所属する。各アカデミーでは、卒業までの3年間、英語、数学、理科等のアカデミック教育、それぞれの専門の職業に関連した教科を履修するほか、企業実習を行っている。さらに、将来の職業選択のためのプログラムも設けられている。なお、「キャリア探索」アカデミーは、進路意識が不明確な場合の選択肢として用意したものであるが、もっと積極的に人文・教育領域に目を向けさせるためにプログラムを目下改編中であった。

Ⅲ. 職業教育・訓練を組織・編成に関与する社会的なパートナーシップ

1. 教育課程編成 (中央レベル) の責任主体・組織と関与する社会的パートナー (省庁間の機能分担・産業界からの要請の伝達ルート)

連邦は、補助金交付等を通じて、各州が連邦の方針に沿った教育政策を遂行するよう促している。1990年のカール・D・パーキンス職業・応用技術教育法改正法である。この法律は、「高度技術社会において就労する上で必要なアカデミックな能力と職業技術的能力の双方を習得し得る教育プログラムの改善」を主たる目標としている。この法律によって、連邦の職業教育への補助金は、それと普通教育との統合学習を促進させることを目標として、9学年から12学年までの中等教育とコミュニティーカレッジ教育を対象として各州に配分される。この州への補助金は、各州の若年人口を基礎としつつ、とくに貧困層人口比率を考慮した額で算出されている。

いま一つは1994年に成立した「就学から就職への機会保障法」(School to Work Opportunities Act)である。この法律は、①学校、企業、労働界が相互に協力して、学校教育から就職への移行に関する援助システムを計画し、開発するよう促すこと、②アカデミック教育と職業教育、ハイスクール教育とポストセカンダリー教育とを有機的に連結させるシステムを開発させること、を目的としている。

この法律は、2001年までの時限的な立法であり、競争的原則にもとづいて、職業への移行機会を円滑化するプログラムを企画立ち上げるための助成金を配分するものである。すなわち、シードマネーであり、初年度は企画した10州のうち、8州のみがこれを受け

ることができ、最終的にすべての州がプログラムをスタートさせる 21 世紀には、この助成金は廃止される予定である。

現在、これらの連邦法に基づいて、各州では、学校から職業への移行を指導・援助するための施策が実施されている。その一環として、ハイスクールにおける職業教育の内容・方法を改善したり、職業教育とアカデミック教育（普通教育）を有機的に関連させるための試みが展開されている。

2. カリキュラム編成における学校と地域（企業）とのパートナーシップ

産業界との連携は、職業教育の質の向上にとって重要な意味をもっている。

STWO 法の導入以後には、完全なデータの得られている 11 州についてみると、210 のパートナーシッププログラムが開発されており、1,800 校の生徒およそ 50 万人がこのプログラムのもとで就業体験などの STWO 促進のプログラムに参加している。ここには、合計 13 万 5 千社の企業が参加し、就業場所として 39,000 の施設が提供され、学生 53,000 人分の訓練枠がもうけられている。

実施調査を行った、カリフォルニア州においては、学校と産業界との連携は 1968 年から始まり、すでに 30 年の歴史がある。産業界は、自分たちの必要とする知識・技能を習得した優秀な労働力を確保するというねらいがあり、ハイスクールの教育に対して協力している。

しかし、州全体で見ると、産業界との連携は必ずしも十分に進んでいるとはいえない状況にある。その理由として、以下の点を指摘できる。①協力してくれる産業界のパートナーをみつけることは、各学校にとって容易ではない。②産業界とのパートナーシップを構築することに一部の教員（アカデミック教科担当教員等）や父母の間で抵抗がある。③企業実習に関する生徒輸送等、経費負担が大きい。

とはいえ、産業界とのパートナーシップは、職業教育の改善や生徒の就職促進のためには必要不可欠であり、州教育省はその強化を重視している。この点に関して、教育審議会と産業審議会が重要な役割を果たしている。教育審議会は初等学校、ミドルスクール、ハイスクール、コミュニティ・カレッジ、大学、コミュニティ・カレッジ学長評議会の各代表で構成されている。一方、産業界の代表等で構成される産業審議会は、産業界として必要とする人材の資質、学校で教授すべき知識・技能等を審議している。この両審議会との間で定期的に協議が行われており、産業界は教育界に自らの要求を伝えている。教育審議会は、各学校段階のカリキュラム基準の設定の際などに、産業界の意見を参考にしている。このほか、州教育省は、学校に対する産業界の協力を得るために、企業等を対象としたマーケティングを行っている。つまり、各企業がハイスクールの教育、人材養成に対してどのようなニーズを持っているか、またどのような協力を提供できるか、またしようとしているかなどを調査している。この結果を、PTA 組織を通じて教員や父母の団体に知らせるなどしている。

IV. 職業教育・訓練と社会への接続

1. 職業への移行

①アメリカの労働市場特性

アメリカ合衆国の労働市場では若年者の失業問題はとりわけ大きい問題である。OECDの雇用概況(1996)でみると、アメリカの15-19歳の若年男子失業率は19.0%である。この若年失業率の絶対値で見れば、本研究会の比較する4ヶ国の中で、フランス・イギリスとほぼ同レベルであるか、ないしそれより低い水準である。しかし、各国について、若年男子失業率と成人男子(25-54歳)の失業率を対比してみると、ドイツではいずれの失業率も低く、とくに若年者が成人の失業率を下回っているのに対して(5.8%対6.9%)、フランス(21.9%対9.7%)、イギリス(20.8%対9.8%)は若年失業率が2倍以上であり、アメリカの場合(19.0%対4.9%)には4倍になっている。ちなみに、若年者が高く評価されるという日本の労働市場においても、若年男子の失業率は8.3%であり、これは25-54歳男子の失業率2.0%と比較すれば4倍になっている。これは、日本の場合には周知の通り学卒者の職業への移行の困難を意味してはいない。むしろ、いったん離職後の失業率が高いためである。

アメリカの場合には、1982年公立ハイスクール卒業者のデータをみると、卒業者のハイスクール卒業後6ヶ月後でも卒業者の9.7%が失業中である。なお、職業教育単位を多く取得しているものほど、中等後教育に在学する傾向が低いため、フルタイムでの雇用者が多いのと同時に、失業者も多くなっている。非労働力人口を除いて完全失業率(パートタイムも雇用とする)を計算すると、全体で13.7%であり、職業教育単位による差異はない。

Grubb(1996)は、高卒者と準学士まで含めて、「学士・準学士労働市場 sub-Baccalaureat Labor Market」を取り上げて、この労働市場がアメリカにとって量的・質的に重要課題となることを論じている。すなわち、1992年には就業者のうち高卒者34.2%、数年間の中等後教育在籍者(学士未取得)が28.3%で合計62.5%に達している(Grubb 1996)。

賃金をみると、男子の場合、対高卒で学士保有者の相対賃金は、1967年の1.439から1.713へと増加し、数年間の中等後教育在籍者でも0.972から1.112へと増加している。高校との格差は、学士取得の如何で大きく異なっており、数年間の中等後の継続学習の効果は、賃金よりも雇用可能性のほうにある。

1990年夏、18~34歳までの年齢層での学歴別の雇用率は、学士以上の学歴取得者では91%、職業分野の準学士では86%、非職業分野の準学士で89%、中等後教育を数年間経験した者では82%、中等後教育に在籍しなかった者の場合72%にとどまっており、明らかな格差が生じている。

高校から職業への移行については、さまざまな困難が指摘されており、Hamilton(1990)では、安定した雇用先での就業に到るまでの数年間を「あがきもがき期 floundering period」と呼ばれている。

これは、企業の側の学士以下の採用に対する期待が、学士保有者とは異なっているためであるという(Grubb1996)。こうした労働市場における雇用の方法・基準を雇用者に調査した結果によれば、採用ルールはほとんど文書に記載されていない場合が多く、採用手順はきわめてケースバイケースである。多くのケースでは、生産労働者グループによる面接が行われている。特に生産労働者により責任を持たせようとしている企業ではそうである。そうした場合には、コミュニケーションの技術、責任感、その他の性格特性を含む個

人の全体的なプロフィールが重要な決定要素である。少数の雇用者は、たとえば機械のテクニシャンの採用において簡単な製図読みとり、部品組立て、回路の故障のチェック、などのインフォーマルで簡略化した試験を行っている。しかし、公式の試験や複雑な専攻方法をとる雇用者はほとんどいなかったという。また、景気に応じて、採用者を増減させている。つまり、雇用調整弁のひとつの選択肢になっているのである。

②職業訓練と職業教育

高卒で直接雇用を求める者のために、労働省サイドで、各種の短期・中期間の職業訓練プログラムが開発されている。主要なものは、職業訓練パートナーシップ法 (JTPA) による各種の訓練であり、夏期若年雇用・訓練プログラム、若者訓練プログラム、Job Corps, Job Start などがある。

教育サイドの地域職業プログラムは、地方教育行政機関が実施しているもので、地域のハイスクール に対して各種の援助を行うことを通じて、生徒に就職に必要な知識や技能を習得させることなどを目的としている。ハイスクールの生徒対象が中心であるが、一般の成人を対象とするもの、教員を対象とするもの (現職研修等) などもある。

現地調査の例をあげると、カリフォルニア州のコントラ・コスタ地域職業プログラムは、1974 年の創設以来すでに 22 年の歴史をもっており、過去 22 年間にプログラムを修了した生徒は 15 万人にのぼっている。1996 ~ 97 年度は、コントラ・コスタ郡のハイスクール 25 校のうち 24 校がプログラムに参加しており、生徒数は合計 7,000 名を超えている。成人の受講者も毎年 1500 名にのぼっており、技能の向上や新しい技能の習得をめざしている。

地元の産業界の代表による委員会が設置されており、この委員会を通して産業界は ROP の事業を支援している。委員会は、月に 1 回開催し、プログラムの内容が産業界のニーズに適合するかどうかをチェックするなどして、プログラムの内容の高度化・適切化を図っている。その他の援助活動として、企業等での実習受け入れ、学校への講師派遣、設備等の寄付、奨学金の授与、優秀星との表彰等を行っている。

③ボストンコンパクト

米国の労働市場においては、前述のように高卒者が卒業後すぐにいい仕事につくことは困難である。これは高卒者の学業的な到達度に対する企業側からの不信感の現れという面もあり、これは翻って高卒者の就業への意欲を低下させるという悪循環を発生させている。

これを断ち切り、高卒者を適切に就業させるためのさまざまなプログラムがあるが、その中でも、長期的に継続されてきたものとして、Boston 市での学校と企業とのコンソーシアムである Boston Compact がある。金子 (1997,21 頁) によれば、これは 1986 年に開始された、Boston 市の教育局、企業、地域のカレッジや大学、および労働組合間の協定である。毎年のハイスクールの長期欠席者やドロップアウトの比率を 5% 引き下げること、数学等のアカデミックな最低基準を引き上げすべての卒業生がそれを満たすようにすること、などを教育局が誓約し、その交換として、企業側が公立ハイスクール卒業生の雇用を毎年拡大させることを、労働組合側はハイスクール卒業生のための見習い訓練枠を確保することを、カレッジや高等教育機関は公立ハイスクール卒業生の一定数の学生受け入れを

誓約するというものであった。

1982～85年までに876名の卒業者がフルタイムの職場を確保し、2,200人の生徒が夏期の職場プログラムに参加したという。その後、この事業は組織の改編で縮小したものの今日まで継続されてきたという。

2. 職業教育から継続学習への経路

STWO法の中心的な課題は、よい職業キャリアへの経路を用意していくことであるが、それは、何らかの中等後教育を経験することで可能となるとの社会的な通念があり、政府の公式の報告書にも、生徒をコミュニティーカレッジまで進学させるように動機づけることが課題のひとつとして提示されている。

テックプレップ(Tech Prep)制度は、1990年パーキンス法に規定されている職業教育改善策の目玉の一つである。ハイスクールにおける教育とポストセカンダリー教育機関(主としてコミュニティーカレッジ)における教育を接続させて、ハイスクールでは実現できない高度な職業教育をめざしている。具体的には、ハイスクールの後半2年間とポストセカンダリーの2年間の計4年間で、エンジニアリング、工業、農業、保健、商業等のうち1領域以上の専門的職業教育科目の履修と、数学、自然科学、コミュニケーション科目の計画的・継続的履修との双方を義務づけ、かつ、就労先の確保に向けた指導・援助を与えようとするものである。カリフォルニア州では、これを実施しているハイスクールは85校ある。このうちとくに6校が中心的な役割を担っている。

V. 職業教育に関する政策課題、改革への政府のイニシアチヴ

1. 職業教育への資源投入の変化

Carl D Parkins法による連邦文部省から各州の教育当局への職業教育のための助成があり、これは、人口及び貧困の度合い等によって一定額が支給されている。

STWO法による連邦からの補助金は、文部省側のParkins法および労働省側の職業訓練パートナーシップ法(JTPA)の両方から支出されており、初年度の1994年には100万\$であったものが、2年度目の1995年には245万\$、1996年度には350万\$(予定)となっている。

このSTWO法の補助金は、その大部分は連邦から各州へと配分されるものであり、少数部分はプログラム開発のための補助金であり、これはすべての州に配分されるけれども、州に配分される残りの大半の資金は、プログラムの立ち上げのためのseed moneyであり、各州は1回5年間だけ補助金を受けることができる。各州の計画を連邦および各州からの委員で審査する、競争的な配分の原則をとっている。初年度にはKentucky, Main, Michigan, Massachusetts, New York, New Jersey, Oregon, Wisconsinの8州へ、翌1995年に19州、1996年に10州への助成が開始されている。このほか、直接に地域レベルでの学校・企業等のパートナーシップ計画に対する助成金、大都市や地方地域への助成金、インディアンなどの原住民への助成金などが用意されている。州への助成金の規模は、その計画によるけれども、おおむねそれぞれの人口規模に応じたものとなっている。

この助成金は、あくまでも導入資金であるため、連邦からの補助金が出ているとしても、各学区や学校で、プログラムを実施している場合には、それと同程度の資金が州や他の公

的・私的な機関から拠出されている。

(吉本 圭一)

【参考文献】

The American Educational Research Association, *Encyclopedia of Educational Research*, 6th Edition, 1992. pp.1501-1502

金子忠史『学校と企業の連携に関する基礎研究～アメリカの中等教育を中心に～』、国立教育研究所、1997年

文部省「アメリカ」『諸外国の学校教育』1995年

OECD, "Employment Outlook", 1996

OECD, "Education at a Glance - OECD Indicators", 1997

日本労働研究機構『欧米における学校から職業への移行期の指導・援助』1997年

U.S.Department of Education, "Vocational Education in the United States: The Early 1990's", 1996

W. Norton Grubb, "Working in the Middle", Jossey Bass, 1996

Richard W. Riley and Robert Reich, "Implementation of the School-to-Work Opportunities Act of 1994", Report to Congress, 1996

D. Stern, "Work Based Learning", mimeo, 1997

D.Stern, "School to Work", Falmer Press, 1995